

すまいる 子ども・ 若者プラン

概要版



三条市

すまいる子ども・若者プラン

概要版

[三条市子ども・子育て支援事業計画]

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

発行 三条市

〒959-1192 新潟県三条市新堀1311番地

TEL(0256)45-1113 FAX(0256)45-1130

ホームページ (URL) <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail: kosodate@city.sanjo.niigata.jp

編集 三条市教育委員会 子育て支援課

1 計画について

計画の背景と目的

少子化に歯止めをかけ、子育てと仕事の両立を中心とした子ども・子育てをめぐる様々な課題解決のために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が新たに制定されました。

そこで、平成26年度までの三条市次世代育成支援行動計画である「すまいる子どもプラン」の総括を踏まえ、平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果等に基づき、増加しつつある出生率の更なる向上と子ども・若者・子育て支援を取り巻く様々な課題を解決するため、三条市の子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画として「すまいる子ども・若者プラン」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、「三条市総合計画」や三条市の他の個別計画との整合性を図りながら、各種法律に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」及び「母子保健計画」として策定したものです。

計画の対象

この計画は、全ての子ども(高校生まで)、若者(おおむね35歳まで)とその家庭、地域、企業、行政等の全ての個人及び団体が対象になります。

計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2 現状と課題

(1) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を志向する家庭が多く、今後も共働き家庭の増加に加え、核家族化の進行、祖父母世代の就業等により保育ニーズの増大と多様化が推測されます。

そこで、経済面の不安・負担感の軽減と女性の社会での活躍を促進するため、子育てと仕事を両立させ、安心して働くことができるよう教育・保育施設等の子育て支援環境を更に充実させていくとともに、男女で家事、子育てを協力して行う機運を更に醸成していく必要があります。

(2) 子育てを楽しめる環境づくり

子育ての悩みを相談できること、子育てに関する情報が必要なときに得られること、親同士が交流できる場所が身近にあることなど、安心して子育てができ、その子育てに楽しさを実感し、幸せを感じることができるような環境を更に充実させていく必要があります。

(3) 全ての子ども・若者の健やかな成長への支援

子ども・若者を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子ども・若者が自分らしくこれから社会を力強く生き抜いていくため、幼児教育・学校教育と連携を図りながら、乳幼児期から若者までのそれぞれの時期において健やかに成長できるよう、母子保健から青少年の健全育成までの取組を更に充実していく必要があります。

(4) 困難を有する子ども・若者への支援

いじめ、不登校、非行は減少しているものの、被虐待及び発達障がいで特別な支援を要する子どもは年々増加していることから、今後も「子ども・若者総合サポートシステム」を充実させ、予防策を実施するとともに、早期発見、早期対応及び継続的な支援をきめ細かに行っていく必要があります。

(5) 子ども・若者・子育て家庭をみんなで支える社会づくり

子育ての意義、子育てにおける家庭の役割、家族の絆の重要性等について、すべての市民が認識を深め、次代を担う子ども・若者が健やかに成長することができる活力ある地域社会を実現させるため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する機運を更に醸成していく必要があります。

3 計画の全体像

目 標 安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち
基本理念 ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援

I 子育てと仕事の両立プロジェクト

子育てと仕事が両立できる環境を充実させるため、希望する全ての子どもが教育・保育施設等で質の高い教育・保育が受けられ、就学後においても、放課後等に安心して過ごせる居場所を創出します。

また、多様な働き方に対応するため、保育サービスの拡充やファミリー・サポート・センターを設置するとともに、出産のために退職した女性等の再就職支援や働きやすい職場環境の充実を促進します。

加えて、家事や子育てに関しては、まだまだ女性への負担が大きいことから、男性の家事、子育てへの参加を促進します。

施 策

1 多様なニーズに対応した保育環境等の充実

3歳未満児の保育の拡充／病児・病後児保育の実施／一時預かりの拡充／休日一時保育の拡充／ファミリー・サポート・センター事業の実施

2 子どもの放課後等の居場所の確保

児童クラブの充実／(仮称)新放課後子どもプランの策定／地域における子どもの居場所の創出

3 男性の家事、子育て参加の促進

男性向け実践プログラムの実施／対象を絞った効果的かつ効率的な広報活動

4 出産のために退職した女性等の再就職支援

ハローワークと連携した就職先の紹介／再就職に向けた就労相談会等の実施／再就職のためのセミナー等の実施／事業所における子育てと仕事の両立に向けた取組への支援

想定される新規・拡充の取組

II ハッピー子育てプロジェクト

本来、子育ては楽しいものであり、子育てを楽しむことが親と子どもの幸せにつながるという理念の下、「ハッピー子育て」を推進するため、親子で集え、楽しむことのできる場所等の拡充を図るとともに、様々な経済的支援や子育てに関する情報発信の充実を図ります。

1 親子が集える場づくり

子育て拠点施設等の拡充

2 親子で楽しめる公園の整備

公共施設跡地を活用した公園の整備／既存公園の遊具等の整備

3 子育て家庭へのサポートの充実

利用者支援事業の実施／保育料算定期の寡婦(夫)控除のみなし適用の実施／子ども医療費助成の拡充

III 子ども・若者の健やかな成長プロジェクト

次代を担う子ども・若者の健やかな成長のため、母子の歯科保健等の充実や家庭での教育支援の充実を図るとともに、子育て等に対する保護者の悩みに迅速に対応するため、子どもの発育・子育て相談の充実を図ります。

また、子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになるため、子ども・若者の意見表明機会を拡充し、子ども・若者の社会形成、社会参加の推進を図ります。

1 母子保健、家庭教育の充実

母子の歯科保健の充実／「眠育」(早寝、早起き)の啓発強化／家庭教育講座の拡充／乳幼児とのふれあい学習の充実

2 子どもの発育・子育て相談の充実

出張及び時間外相談の実施

3 子ども・若者の社会形成、社会参加の推進

子ども・若者の意見表明機会の拡充

IV 子ども・若者支援プロジェクト

被虐待、発達障がいを含む全ての障がい、不登校、ひきこもりなど、問題を抱える子ども・若者に対する支援を推進するため、子ども・若者総合サポートシステムや三条っ子発達応援事業の充実を図ります。

1 子ども・若者総合サポートシステムの充実

養育支援訪問事業の実施／被虐待児童及び問題行動児童の進行管理の強化／若者支援の相談体制の強化

2 三条っ子発達応援事業の充実

年中児発達参観の全市実施／発達支援に係るコーディネーターの資質の向上

V 子ども・子育て応援社会プロジェクト

子ども・若者の最善の利益を尊重し、子ども・若者は大人と共に生きるパートナーであるという理念の下、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を応援する三条市にするため、子ども・若者・子育て家庭を支えるまちづくりを推進するとともに、地域の安全・安心の確保を図ります。

1 子ども・子育て家庭を支えるまちづくりの推進

「子どもの権利」の啓発強化

2 地域における安全・安心の確保

通学路の整備

4 子ども・子育て支援事業の数値目標

(1) 幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを併せもつ「認定こども園」を普及させ、これらの利用に共通の給付「施設型給付」が創設されます。

また、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、市が認可したうえで財政支援をします。

[地域型保育給付]

○小規模保育(利用定員6~19人)

○家庭的保育(利用定員5人以下)

○居宅訪問型保育(保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供)

○事業所内保育(主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供)

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業	区域
1号認定	満3歳以上の教育を希望する(保育の必要性がない)就学前の子ども	教育標準時間※1	幼稚園、認定こども園	市全域
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども(教育を希望)	教育標準時間	幼稚園、認定こども園	市全域
	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所、認定こども園	5区域※4
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所、認定こども園、 地域型保育事業	5区域

※1 教育標準時間:1日4時間程度の教育

※2 保育短時間:1日最長8時間の保育

※3 保育標準時間:1日最長11時間の保育(三条市:1日最長12時間の保育)

1号認定・2号認定(幼稚園等)

	平成27年度	平成31年度
量の見込み	1号認定	146人
	2号認定	219人
	合計①	365人
確保方策	幼稚園	875人
	認定こども園	55人
	合計②	930人
②-①	565人	353人

2号認定(保育所等)

	平成27年度	平成31年度
量の見込み	量の見込み①	1,985人
	保育所	1,934人
	合計①	357人
確保方策	認定こども園	45人
	合計②	2,026人
	②-①	▲6人
		97人

3号認定(保育所等)

	平成27年度	平成31年度
量の見込み	0歳	1・2歳
	155人	906人
	165人	908人
確保方策	保育所	168人
	認定こども園	4人
	地域型保育事業	一
合計②	172人	879人
②-①	17人	▲27人
	25人	66人

教育・保育施設全体

	平成27年度	平成31年度
量の見込み	量の見込み合計	3,411人
	1号認定	146人
	2号認定	219人
確保方策	学校教育上記以外	1,985人
	3号認定0歳児	155人
	1・2歳児	906人
確保方策合計	3,960人	3,900人
幼稚園	875人	655人
保育所	2,955人	3,065人
認定こども園	130人	130人
地域型保育事業	-	50人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

新制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域に根差した総合的な子育て支援体制の充実を図ることとしています。三条市においても、国の定める下表の13事業により、地域の子ども・子育て支援に取り組みます。

No.	事 業 名		区 域	平成27年度	平成31年度
1	利用者支援事業		市全域	0か所	2か所
2	一時預かり事業	子育て支援センター	市全域	49人(7か所)	49人(7か所)
		幼稚園		219人(6か所)	214人(4か所)
3	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)		16区域	914人	1,090人
4	地域子育て支援拠点事業	子育て拠点施設	市全域	100人(1か所)	200人(2か所)
		子育て支援センター		140人(7か所)	140人(7か所)
5	妊婦健康診査		市全域	定期的な妊婦健康診査の受診を促進	
6	乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問事業)		市全域	適切な育児指導等を実施	
7	養育支援訪問事業		市全域	適切な相談や育児・家事支援を実施	
8	子育て短期支援事業		市全域	市外の児童養護施設に委託して受入	
9	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		市全域	0人(0か所)	1,000人(1か所)
10	延長保育事業		5区域	3,046人(28か所)	3,002人(28か所)
11	病児・病後児保育事業		市全域	0人(0か所)	1,000人(1か所)
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域	国の動向に応じて助成を実施	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域	国の動向に注視しながら今後の対応を検討	

注)16区域は小学校区を基本

(3) 教育・保育の提供区域 (※4)

区域の設定は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

[5区域]

嵐北地域 … 第二、第三、第四及び大崎中学校区

嵐南地域 … 第一及び本成寺中学校区

大島地域 … 大島中学校区

栄地域 … 栄中学校区

下田地域 … 下田中学校区



(4) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、総合計画や他の個別計画等との整合性を図るとともに、子ども・若者支援や子育て支援を推進するには、行政のみでは困難であることから、市民、事業所、各種団体等と連携・協力を図りながら進めます。また、毎年度、PDCAサイクル(PLAN:計画→DO:実施→CHECK:点検(評価)→ACTION:改善)に基づき、各取組の実施計画、実施状況を三条市こども未来委員会において点検・評価を行い、その結果を次年度の実施計画に反映させ、情報公開を行います。